

② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

大阪市では、第1期地域福祉基本計画において、国が定めた地域共生社会に向けた改革の骨格の方向性を踏まえた方針を定めて、地域共生の実現に向けた取組を進めてきました。

その後の社会福祉法の改正も踏まえ、大阪市の方針を次のとおり定め、地域共生社会の実現に向けて、引き続き計画的に取り組みを進めていきます。

<地域課題の解決力の強化>

○ 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備（要約）

- ・『他人事』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。
- ・住民に身近な圏域において、地域包括支援センターなど各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけではなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超え『丸ごと』の相談を受け止める場を設けていく。

（社会福祉法第106条の3第1項第1号 要約）

- ・地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・地域住民等に対する研修の実施

（社会福祉法第106条の3第1項第2号 要約）

- ・住民の身近なところで生活課題に関する相談に応じ、必要により、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

（社会福祉法第106条の4第2項第3号 要約）

- ・住民同士が世代や属性を超えて出会い参加することのできる場や居場所の整備
- ・ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

○ 大阪市の方針

- ・市社協・区社協と連携し、地域福祉活動への住民参加を促進するとともに、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりを支援します。
- ・また、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人、商店、企業、学校など、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。
- ・「支え合い」や「助け合い」の視点を大切に、だれもが役割を持って、主体的に関わり続けられる活動の広がりをめざします。
- ・民生委員・児童委員、市民後見人など地域生活を支える人材の活動の促進や育成を進めます。

※ 詳細は、第3章「基本目標1 みんなで支え合う地域づくり」（P88）、第3章「基本目標2-3 権利擁護支援体制の強化」（P112）を参照

○ 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築（要約）

- ・本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

（社会福祉法第106条の3第1項第3号 要約）

- ・「住民に身近な圏域」にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度のはざまにある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備

（社会福祉法第106条の4第2項第1号 要約）

- ・相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める相談支援

（社会福祉法第106条の4第2項第4号 要約）

- ・ひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人にアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた支援

（社会福祉法第106条の4第2項第5号 要約）

- ・複合課題を抱える相談者にかかる支援機関の役割や関係性を調整する機能

（社会福祉法第106条の4第2項第2号 要約）

- ・社会との関係性が希薄化していたり、既存の取組では対応できない狭間のニーズのある人について、活動機会の提供等、社会とのつながりを作る支援

○ 大阪市の方針

- ・自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみづくりに取り組みます。また、既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し支えるためのしくみづくりに取り組みます。これらの取り組みが連携することで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・生活困窮者自立支援制度を通じ、「断らない相談」の推進や、総合的な相談支援体制の充実と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組んでいきます。

※ 詳細は、第4章「1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」（P117）を参照

- ・多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。

※ 詳細は、第3章「基本目標1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」（P94）を参照

＜地域丸ごとのつながりの強化＞

○ 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備（要約）

- ・地域の活動への多様な主体の参画を促す観点から、福祉政策と雇用政策の両面から、地域の支え合い活動へ関わる人材の育成を促す。また、地域の民間資金の活用を推進する。

（社会福祉法第106条の4第2項第2号 要約）

- ・社会との関係性が希薄化していたり、既存の取組では対応できない狭間のニーズのある人について、活動機会の提供等、社会とのつながりを作る支援

○ 大阪市の方針

- ・多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。

※ 詳細は、第3章「基本目標1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」（P94）を参照

- ・生活困窮者自立支援制度を通じ、就労支援、住まいの課題への支援、学習・生活支援など、多様な社会参加に向けた支援の機能を確保するとともに、既存の地域資源と狭間のニーズを持つ方との橋渡しとなるよう関係機関と連携した地域づくりに取り組んでいきます。

※ 詳細は、第2章「2 地域福祉にかかるとの法・制度の動向（1）①（イ）生活困窮者自立支援制度」（P52）を参照

＜地域を基盤とする包括的支援の強化＞

○ 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築（要約）

- ・地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。

（社会福祉法第106条の3第1項第3号 要約）

- ・「住民に身近な圏域」にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度のはざまにある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備

（社会福祉法第106条の4第2項第1号 要約）

- ・相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める相談支援

（社会福祉法第106条の4第2項第4号 要約）

- ・ひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人にアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた支援

（社会福祉法第106条の4第2項第5号 要約）

- ・複合課題を抱える相談者にかかる支援機関の役割や関係性を調整する機能

（社会福祉法第106条の4第2項第2号 要約）

- ・社会との関係性が希薄化していたり、既存の取組では対応できない狭間のニーズのある人について、活動機会の提供等、社会とのつながりを作る支援

○ 大阪市の方針

- ・自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみづくりに取り組みます。また、既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し支えるためのしくみづくりに取り組みます。これらの取り組みが連携することで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

- ・生活困窮者自立支援制度を通じ、福祉分野に限らず、地域に関係する様々な関係機関と連携しながら、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組んでいきます。

※ 詳細は、第4章「1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」（P117）を参照

- ・多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。

※ 詳細は、第3章「基本目標1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」（P94）を参照

<専門人材の機能強化・最大活用>

○ 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討（要約）

- ・「地域共生社会」を実現していく上では、住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく人材が一層重要となる。
- ・このような観点や、多様なキャリアパスの構築等を通じて人材の有効活用を図る観点から、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していくことが必要である。

○ 大阪市の方針

- ・大阪市では市町村の役割である研修やネットワーク構築等を通じて、福祉専門職や福祉・介護サービス事業者への支援を充実させ、福祉専門職の育成・確保を進めます。
- ・福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。

※ 詳細は、第4章「2-2 福祉専門職の育成・確保」（P126）を参照